

自転車等駐車器具の

占用について (その2)

道路局路政課道路利用調整室

(会議から戻ってきた渡邊課長)

坂上係員

あつ、課長。会議お疲れ様でした。

渡邊課長

昨年の一二月二〇日に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係の会議だったんだけど、高齢者や障害者等の移動を円滑に行うことができる歩行空間の形成を図るということで、道路行政としても積極的に取り組んでいるんだよね。そういう意味でも、今回自転車等駐車器具の占用が可能となったことは、この取組みに対しても積極的に寄与することとなるよね。

大野係員

そうか。僕は単に歩行者ということで考えていましたが、歩道は高齢者や車いすの人や視覚障害者など交通弱者と言われる人もたくさん通

りますもんね。僕も今日はケガをしたから交通弱者と言えますね。

坂上係員

何言っているの。大野君の場合はすりキズでしょ。甘えたこと言っているんじゃないの！
そうそう、課長戻ってきたばかりで申し訳ないんですが、さっきの続きいいですか？

渡邊課長

そうだったね。で、何だい？ 聞きたいことって？

大野係員

(僕もバツチリ質問考えておいたんだよね
…)

坂上係員

先程、道路法施行令第七条第八号の規定において、車輪止め装置を代表とした物件を規定しているというお話しを伺いましたが、そもそも

何で第八号に規定したんですか？

渡邊課長

大野君、分かるかな？

大野係員

げっ!! い、いや、そうですね…。国土交通省の改正担当者が原辰徳のファンだったとか…。

渡邊課長

バカなことを言っているんじゃないよ。いいかい。改正前の道路法施行令第七条は、第一号から第九号までであったよね。ざっと説明すると、道路上に設けられるものであり、これらをさらに、一般的な物件(第一号)、工事のために設けられる物件(第二号、三号)、他の法律に基づき一時的に設けられる施設(第四号、五号)として整理しているんだ。また、第六号から第九号までは、トンネルの上又は高架の道路の路面下(第六号)、高度利用地区及び都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空(第七号)、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地(第八号)、高速自動車国道又は自動車専用道路(第九号)という場所を限定して設けられるものとして整理しているんだ。今回追加された自転車等駐車器具は、歩道等という場所を限定して占用を認めること

になるよね。そして、従前より規定があつたトネルの上又は高架の道路の路面下に設ける自動車駐車場等（第六号、七号）とは異なり、これらの場所以外に設けるものであることから、第七号の次に規定することとしたんだ。

道路法施行令

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

四 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）

第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事中当該既存建築物に

替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第

六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限り。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設

六 トネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限り。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

八 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのもの）を除く。以下同じ。）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車（側車付きのもの）を除く。以下単に「原動機付自転車」という。）又は同法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのもの）を除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第六号に掲げる施設に設けるものを除く。）

九 法第三十三条第二項に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（次号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

十 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、

給油所及び自動車修理所

大野係員

なるほど。よく分かりました。ところで課長、どうして第十一条の七と第十一条の八と二つの占用の場所の基準があるんですか？ 同じでも良さそうだと思うのですが。

渡邊課長

そうだね。普通に考えたら、一緒でも良い気がするよね。では、条文をじっくり見てごらん。何か違うことに気が付かないかな？

大野係員

あっ！ まず、第一号の規定が違います。車道には設けてはいけないというのは一緒ですが、自転車用は車道以外であればどこにでも設けることができますようになっていきます。一方、二輪自動車用はさらに車道に近接する部分に限定しています。でも、どうしてだろう？

渡邊課長

これは、交通安全上の観点からなんだ。つまり、駐車するために二輪自動車等に乗車したまま歩道内を通行して、歩行者等との交通事故を惹起させることのないように車道に近接する部分に設置し、車道から進入するようにしたんだ。自転車であれば、歩道等を乗車して通行するこ

とが可能などところもあるからね。ちなみに、車道以外の道路の部分として想定している場所は、自転車道、自転車歩行者道、歩道、法面、側溝上などがあるんだ。他にも違いがあるのに気付いたかな？

(お昼のチャイムト)

渡邊課長

おっと、お昼になってしまったね。続きはお昼休み後ということ、たまには、外に美味しいものでも食べにでも行かないか？

坂上係員

そうですね。せっかくなので、駅前のレストラン街でも行って、放置自転車の現地調査と行きましょうか。調査費用は課長持ちということとで！

大野係員

大賛成!!

渡邊課長

調子に乗りおつて…。まあ、その代わりにしっかり調査報告書を作成してもらわないとな。

坂上係員・大野係員

……。

(次号につづく)

(自転車駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第八号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。)であること。

二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車のために供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 第十条第一号及び第五号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同条 第一号中「地上()とあるのは「地面()と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所)」とあるのは「口及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準) 第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基

準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。

二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車又は二輪自動車の駐車のために供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 第十条第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上()とあるのは「地面()と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所)」とあるのは「口及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。